

経済財政諮問会議(平成30年第11回)議事次第

平成30年7月9日(月)
16時15分～16時50分
官邸4階大会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 中長期の経済財政に関する試算について
- (2) 平成31年度予算の概算要求基準について

3. 閉 会

- 資料1 中長期の経済財政に関する試算(2018年7月)のポイント(内閣府)
- 資料2 2019年度予算の全体像
- 資料3 平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(案)
(麻生議員提出資料)
- 資料4 「経済・財政一体改革推進委員会」の設置について
- 資料5 中長期の経済財政に関する試算(2018年7月)(内閣府)

中長期の経済財政に関する試算（2018年7月）のポイント

内 閣 府

中長期の経済財政に関する試算(2018年7月)について

今回の中長期試算では、前回(2018年1月)試算公表後の経済・財政の動向を反映するとともに、「新経済・財政再生計画」に基づく財政健全化目標に向けた経路を確認する。

【経済・財政の動向】

- ✓ 前回試算後、直近までの経済財政動向を反映
 - ⇒「2018年1-3月期GDP2次速報」及び「平成30(2018)年度 内閣府年央試算」等
 - ⇒「平成29年度国・一般会計決算概要」、「平成29年度地方税収入決算見込額」

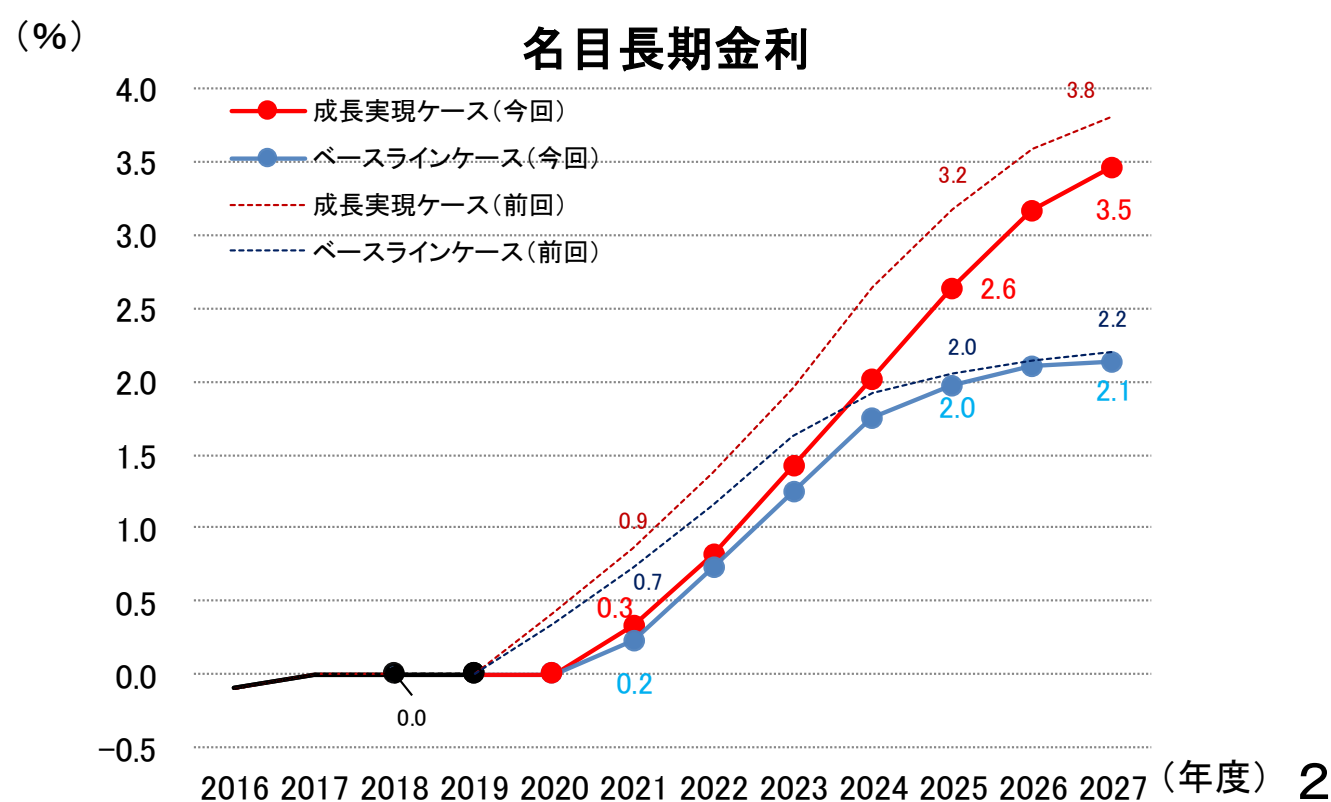
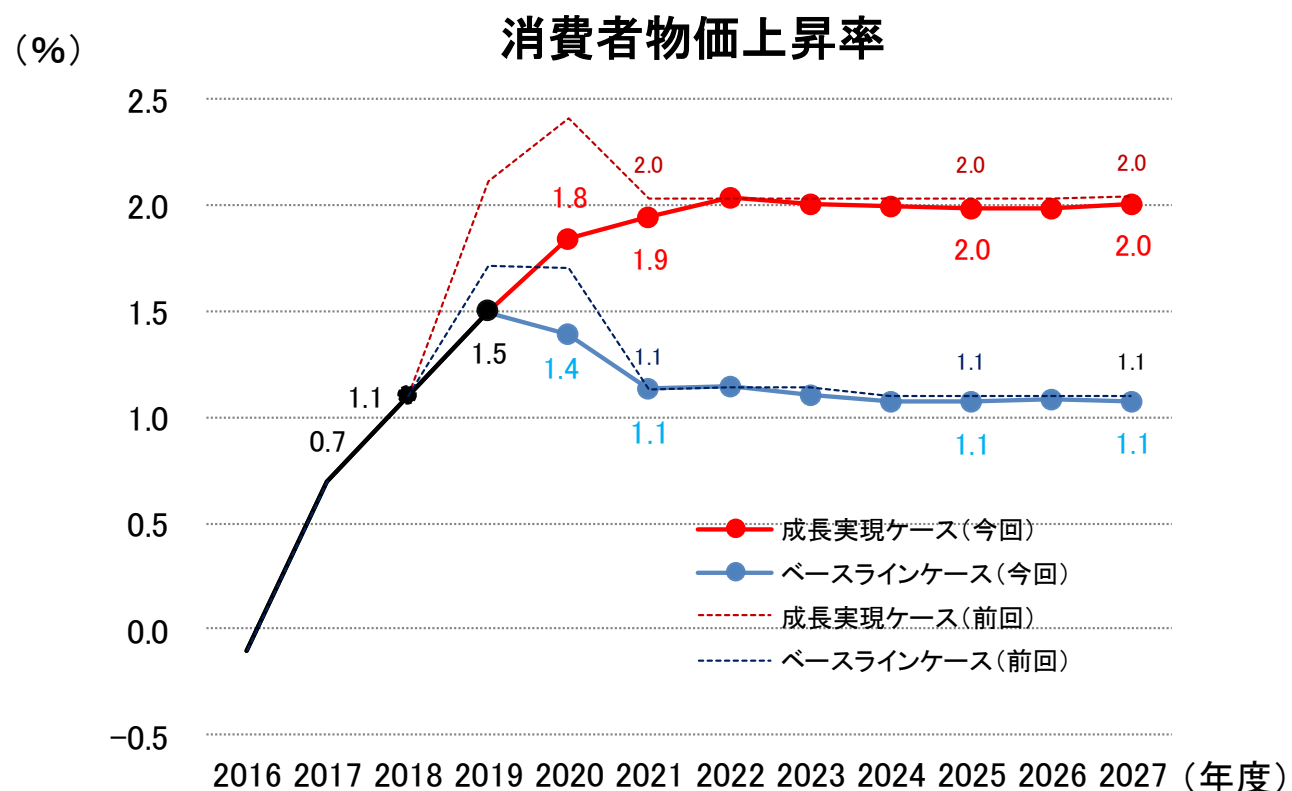
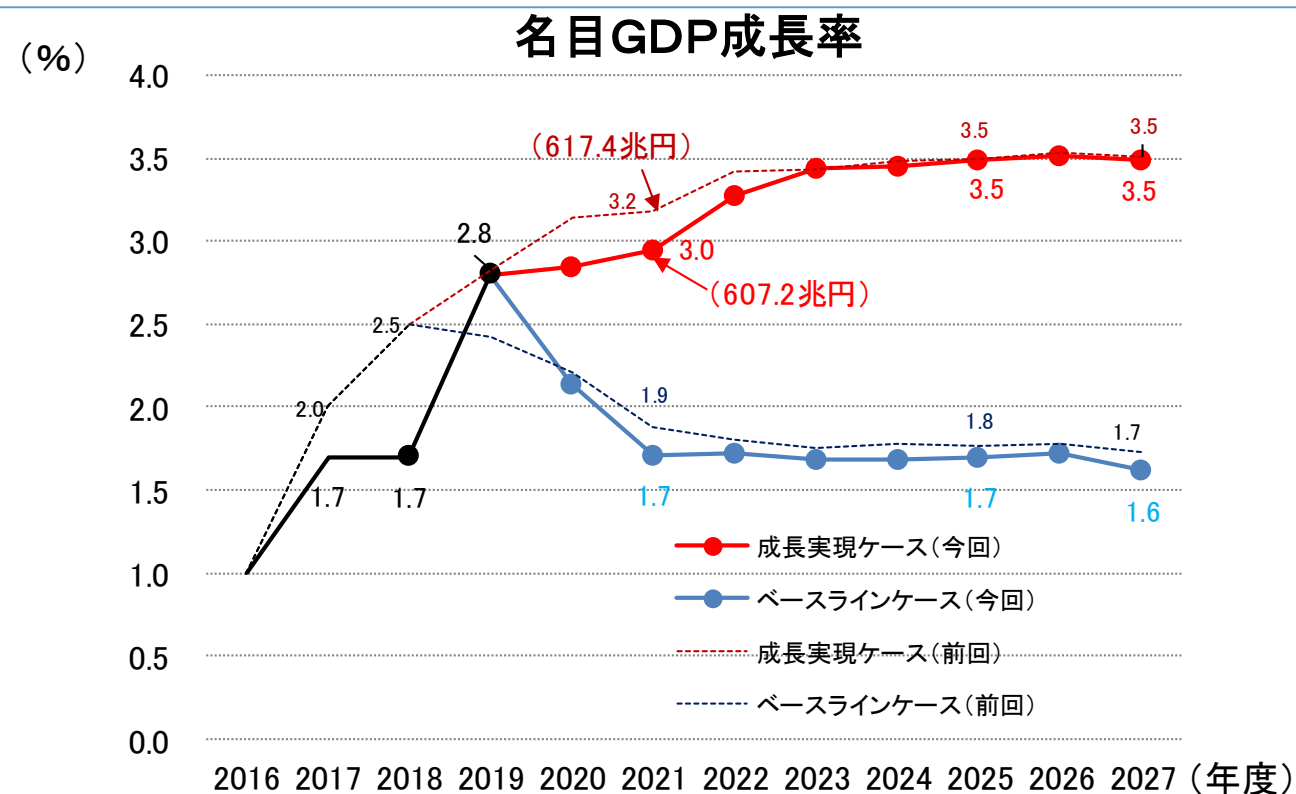
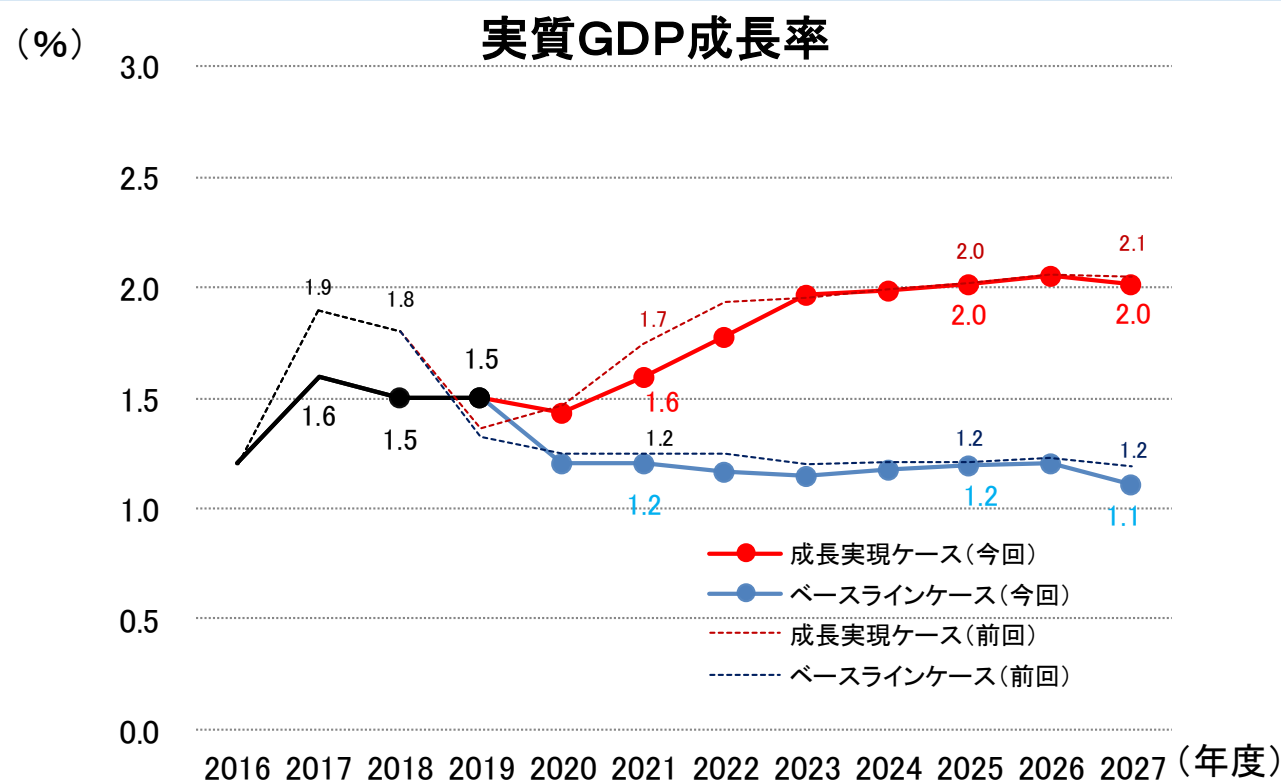
【2019年度の歳出改革等の織り込み】

- ✓ 概算要求基準の設定に当たっての今回試算では、これまでの夏試算と同様、2019年度予算にこれまでの歳出改革の取組の半分程度の効果を反映(高齢化等を除く歳出の増加率が物価・賃金上昇率の半分程度と想定)
- ✓ 公的固定資本形成については、名目値で2018年度と同額(内閣府年央試算を反映)

※ 2020年度以降の歳出は、社会保障歳出は高齢化要因や物価・賃金上昇率等を反映して増加し、それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加する想定であり、歳出改革を織り込まない、いわゆる「歳出自然体」

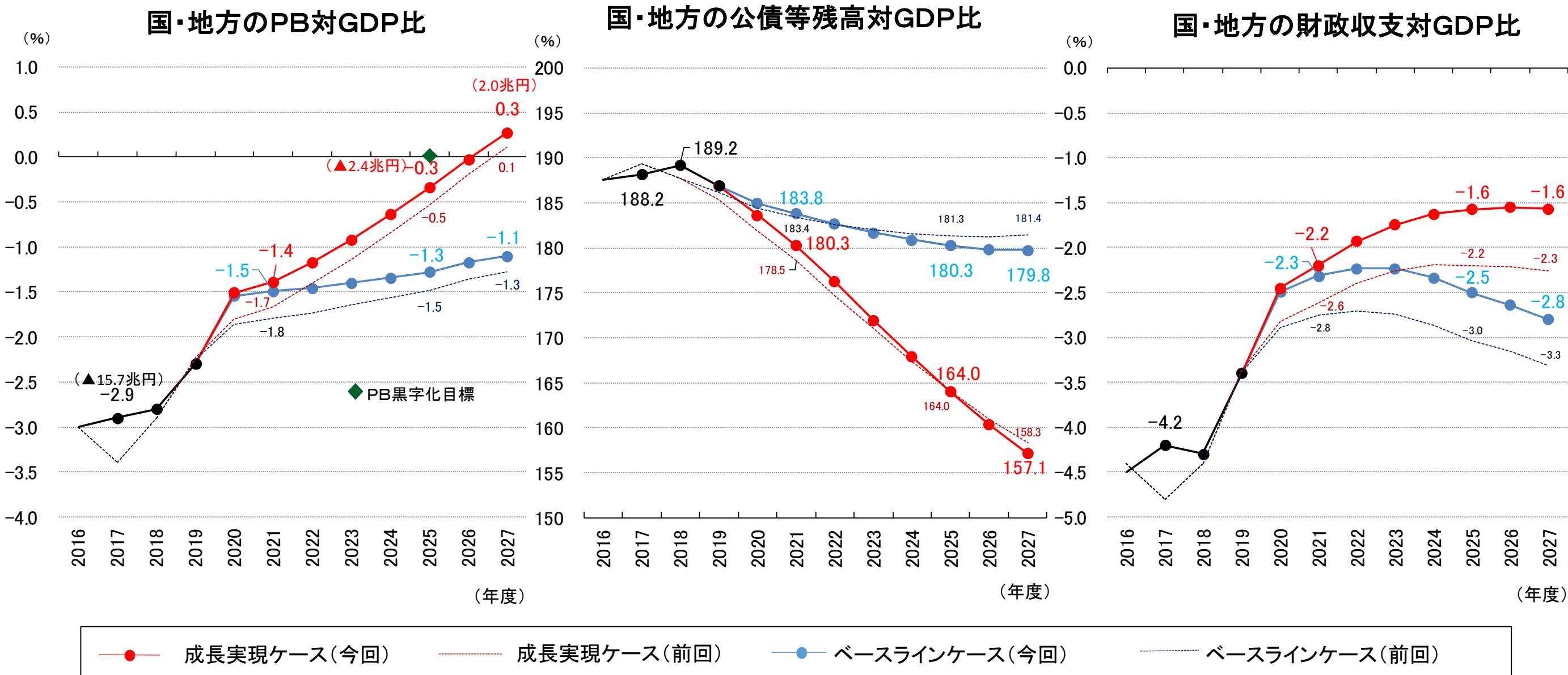
1. 中長期的なマクロ経済の姿

- ✓ 前回試算に比して足元の潜在成長率や物価上昇ペースが鈍化したことにより、2020年代初頭までの成長率が下方修正。名目GDPが600兆円を超えるのは2021年度。
- ✓ 物価上昇率が2%程度に達するのは2021年度。そうした状況の下、2020年度まで足元の金利が続くと想定。経済成長率や物価上昇率と整合的な形で試算した結果、金利は前回試算よりも低下する姿。



2. 中長期の財政の姿

- ✓ 基礎的財政収支（以下「PB」という。）赤字は、2019年度予算に歳出改革を一部反映したことから、成長実現ケースにおいて、2025年度は0.3%（2.4兆円）まで改善。その場合でも、黒字化の時期は2027年度と前回試算と同じ。
- ✓ 公債等残高対GDP比は、成長実現ケースでは、今後、低下が見込まれる^{（注）}。一方で、ベースラインケースでは2020年代半ば以降、下げ止まる。
- ✓ 財政収支赤字対GDP比については、成長実現ケースにおいて、当面はPBの改善と低金利の効果により改善するものの、金利の上昇により、徐々に改善ペースは緩やかになっていく。



（注） なお、長期金利の上昇に伴い、低金利で発行した既発債のより高い金利による借換えが進むことに留意が必要である。

2019 年度予算の全体像

平成 30 年 7 月 9 日
経済財政諮問会議

2019 年度予算は、10 月からの消費税率引上げの影響を乗り越え、また、新経済・財政再生計画の実行元年となる予算である。「骨太方針 2018」を踏まえ、機動性の高い予算、政策効果をより高める予算にするとともに、以下に掲げる歳出改革の重要課題について制度改正に反映するべき。その際、これまで世界経済の回復が長期にわたり続いてきたが、今後、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に一層留意していく。

1. 消費税率引上げに伴う需要変動や今後の経済状況等への対応

- Ⅰ 前回の消費税率引上げの経験等を踏まえ、消費税率引上げに伴う需要変動や今後の経済状況への対応を講じる。
- Ⅰ 消費税率引上げに合わせ、幼児教育無償化等の支援の実行を目指す。また、2019 年の春季労使交渉や最低賃金の引上げは重要である¹。中小企業等の IT 導入や決済端末の導入、ポイント制・キャッシュレス決済普及を思い切って推進する。また、中小企業等の生産性向上の観点から、行政手続の負担軽減等の取組を推進する。
- Ⅰ 公共工事については、関係府省が責任をもって、消費税率引上げ等に伴う需要変動を回避できるよう、年度を通じて計画的で円滑な執行に努める。

2. 重要課題へのメリハリの効いた予算配分等の推進

- Ⅰ 人づくり革命及び生産性革命の実現・拡大に向けた予算の重点化を進めるとともに、歳出改革への継続的な取組みを進め、予算編成過程で歳出改革の重要課題についての方向性や歳出の目安の明確化・具体化に取り組む。
- Ⅰ 人口減少の克服と地方創生の実現に向け、自治体等の業務のデジタル化・標準化、公営事業等の市町村間等での広域連携の推進、財源確保を含めた公共サービスの維持・確保の仕組みの構築、歳出効率化の取組や改革に成果をあげる地方自治体の支援等に重点的に取り組む。
- Ⅰ 「Society 5.0」の社会実装を含む波及効果の高い投資プロジェクト、社会資本整備や技術開発の重点プロジェクトを絞り込み、優先順位を付けて計画的に実施する。

¹ 日銀展望レポート(2018 年 4 月)の消費者物価見通し(総合除く生鮮食品、政策委員見通しの中央値、消費税率引上げの影響を含む)は、2019 年度、2020 年度ともに 2.3%。

- Ⅰ 社会保障分野の歳出改革を着実に推進し、国民の安心を支えるとともに、糖尿病等の生活習慣病の重症化予防や認知症の予防など予防・健康づくりの推進に重点的に取り組む。

3. 2019 年度予算編成プロセスに向けて

- Ⅰ 消費税率引上げに伴う需要変動を安定化させるとともに、引上げ後も持続的な成長を実現する観点から、効果の高い施策に重点化した予算とする。
- Ⅰ 諮問会議は、消費税率引上げに伴う需要変動に対する機動的な対応を図るための臨時・特別の措置について、需要変動の影響の程度や経済状況等を見極め、その具体的内容について議論を進める。
- Ⅰ また、諮問会議は、2019 年度予算編成過程で歳出改革の重要課題についての方向性や歳出の目安の明確化・具体化に取り組む。
- Ⅰ 経済・財政一体改革推進委員会で、改革工程表を改定し新たな改革工程表の取りまとめに向けた議論や政策効果に基づくメリハリのある予算に向け議論を進め、諮問会議に報告する。

平成31年度予算の概算要求に当たっての 基本的な方針について(案)

麻生議員提出資料
平成30年7月9日

「平成 31 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」
(平成 30 年 7 月 〇 日閣議了解)の骨子(案)

平成 31 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。

1. 要求

- 年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増(6,000 億円)を加算した範囲内で要求。ただし、増加額について、「経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指すこととし、その結果を平成 31 年度予算に反映させる。
- 地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。
- 義務的経費については、前年度当初予算額と同額を要求。義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可。参議院議員通常選挙に必要な経費の増等については加減算。
- その他の経費については、前年度当初予算額の 100 分の 90(「要望基礎額」)の範囲内で要求。
- 予算の重点化を進めるため、「基本方針 2018」及び「未来投資戦略 2018」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、各省は、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に 100 分の 300 を乗じた額及び義務的経費が前年度当初予算額を下回る場合にあっては、当該差額に 100 分の 300 を乗じた額の合計額の範囲内で要望。

2. 予算編成過程における検討事項

- 要求・要望について、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を基調とした効率化を行う。その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要望された経費については、「新経済・財政再生計画」における歳出改革の取組を継続するとの方針を踏まえ措置する。
- 「新経済・財政再生計画」で示された「真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する」との方針を踏まえた対応については、予算編成過程で検討する。
- 消費税率引上げとあわせ行う増(これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」等)などについては、予算編成過程で検討する。
- 「基本方針 2018」で示された「消費税率引上げに伴う需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、臨時・特別の措置を 2019・2020 年度当初予算において、講ずることとする。」との方針を踏まえた対応については、予算編成過程で検討する。

3. 要求期限

- 要求に当たっては 8 月末日の期限を厳守。

平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（案）

- 消費税率引上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び公経済負担）等については、予算編成過程において検討。
- 「骨太方針2018」で示された「2019年10月1日における消費税率引上げに伴う需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、臨時・特別の措置を2019・2020年度当初予算において、講ずる」との方針を踏まえた平成31年度当初予算における対応については、予算編成過程において検討。

新しい日本のための優先課題推進枠

裁量的経費への振替額 $B \times 3$ 倍

裁量的経費に係る削減額 $A \times 3$ 倍

裁量的経費への振替額 (+B)

義務的経費に係る削減額 (ΔB)

30年度
予算額
74.4兆円

地方交付税
交付金等

15.5兆円

自然増 0.60兆円

年金・医療等

31.5兆円

裁量的経費

14.7兆円

義務的経費

12.7兆円

さらに、聖域を設けることなく施策・制度の抜本的見直し

※1 地方交付税交付金等については「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参議院議員通常選挙に必要な経費の増等については加減算。

※2 「新経済・財政再生計画」で示された「真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する」との方針を踏まえた対応等については、予算編成過程において検討。

平成 31 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について (案)

〔平成 30 年 7 月 ○ 日
閣 議 了 解〕

平成 31 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定。以下「基本方針 2018」という。）で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から平成 30 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

これらを踏まえ、平成 31 年度予算の概算要求については、具体的には下記により行う。

記

1. 要求・要望について

各省大臣は、以下に規定する額について適正に積算を行い、要求・要望を行う。

(1) 年金・医療等に係る経費

年金・医療等に係る経費については、前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に高齢化等に伴ういわゆる自然増として 6,000 億円を加算した額の範囲内において、要求する。

なお、上記増加額について、平成 25 年度予算から平成 30 年度予算までと同様、経済再生やこれまでの改革等の効果を引き続き適切に見込むとともに、年金・医療等に係る経費について、「経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、「新経済・財政再生計画」において示された「社会保障関係費については、経済・財政再生計画において、2020 年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目

指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する」との考え方を踏まえつつ、その結果を平成31年度予算に反映させることとする。

(注)年金・医療等に係る経費については、補充費途として指定されている経費等に限る。以下同じ。

(2) 地方交付税交付金等

地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ、要求する。

(3) 義務的経費

以下の(イ)ないし(ホ)及び(注1)ないし(注4)に掲げる経費(上記(1)及び(2)に掲げる経費に相当する額を除く。以下「義務的経費」という。)については、前年度当初予算における各経費の合計額に相当する額の範囲内において、義務的性格の根拠を明示の上、要求する。

(イ) 補充費途として指定されている経費

(ロ) 人件費

(ハ) 法令等により支出義務が定められた経費等の補充費途に準ずる経費(平成30年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計への繰入等及びその他施設費を除く。)

(ニ) 防衛関係費及び国家機関費(一般行政経費を除く。)に係る国庫債務負担行為等予算額

(ホ) 予備費

(注1)人件費に係る平年度化等の増減及び平成31年度の参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減については、上記の額に加減算する。

(注2)国際観光旅客税を財源とする経費に係る要求については、「国際観光旅客税(仮称)の使途に関する基本方針等について」(平成29年12月22日観光立国推進閣僚会議決定)に基づいて対応する。

(注 3) B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費については、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 126 号)等を踏まえ、既定の方針に従って所要の額を要求する。

(注 4) 旧軍人遺族等恩給費等については、前年度当初予算における旧軍人遺族等恩給費等に相当する額から受給者の減等に伴う減額を減算した額の範囲内において、要求する。

なお、義務的経費についても、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図る。

(4) 東日本大震災からの復興対策に係る経費

東日本大震災からの復興対策については、引き続き、復興のステージの進展に応じて、既存の事業の成果等を検証しつつ、効率化を進め、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化する。

一般会計から東日本大震災復興特別会計への繰入れについては、財務大臣が、既定の方針に従って所要額を要求する。

(5) その他の経費

基礎的財政収支対象経費のうち、上記(1)ないし(4)に掲げる経費を除く経費(以下「その他の経費」という。)については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額に100分の90を乗じた額(以下「要望基礎額」という。)の範囲内で要求する。

(注 1) 石油石炭税及び電源開発促進税の税込見込額と平成 30 年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計への繰入額相当額との差額等については上記の額に加算する。

(注 2) 年金・医療等に係る経費と(2)ないし(5)に掲げる経費については、両経費の性質が異なることから、両経費間での調整は行わない。ただし、各経費において、恒久的な削減を行ったものとして、財務大臣が認める場合には、両経費間

で調整をすることができる。また、調整を認めるに当たっては、今後の各経費の増加の見込みも勘案する。

(注 3) 公共事業関係費等に関する地域に係る一括計上分については、関係する大臣において調整を行う。

(注 4) (3)に規定する義務的経費（(3)（注 1）ないし(注 4)の規定に基づき加減算が認められている経費（人件費を除く。）及び既存債務の支払いに係る経費を除く。）及び(5)に規定するその他の経費（(5)（注 1）の規定に基づき加減算が認められている経費を除く。）の要求額については、その合計額の範囲内において、各経費間で所要の調整をすることができる。

(6) 新しい日本のための優先課題推進枠

平成 31 年度予算においては、予算の重点化を進めるため、「基本方針 2018」及び「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置する。

このため、各省大臣は、(1)ないし(5)とは別途、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に 100 分の 300 を乗じた額及び義務的経費が(3)に規定する額を下回る場合にあっては、当該差額に 100 分の 300 を乗じた額の合計額の範囲内で要望を行うことができる。

「新しい日本のための優先課題推進枠」においては、各府省庁は、歳出改革の反映に取り組み、改革の効果に関する定量的試算・エビデンスを明らかにする。

(7) 行政事業レビュー

上記の要求・要望に当たって、各省大臣は、「行政事業レビューの実施等について」（平成 25 年 4 月 5 日閣議決定）に沿って、各府省庁における行政事業レビューの結果を適切に反映し、実効性ある P D C A を推進する。

具体的には、「廃止」や「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」と結論づけられた事業について、その結論を的確に反映するとともに、類似の事業を含め、他の事業についても、

「平成 29 年秋の年次公開検証等の取りまとめ」（平成 29 年 12 月 7 日行政改革推進会議）の趣旨等を踏まえ、既存事業の実績や効果を効率性、有効性等の観点から徹底検証して見直した上で要求・要望を行う。

2. 予算編成過程における検討事項

- (1) 予算編成過程においては、各省大臣の要求・要望について、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行い、平成 25 年度予算から平成 30 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を基調とした効率化を行う。その際、民間需要や科学技術イノベーションなどの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視する。また、プライマリーバランスの改善に向けて、当初予算のみならず、補正予算も一体として歳出改革の取組を進める。
- (2) その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要望された経費については、「新経済・財政再生計画」における歳出改革の取組を継続するとの方針を踏まえ措置する。
- (3) 「新経済・財政再生計画」で示された「真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する」との方針を踏まえた対応については、予算編成過程において検討する。
- (4) 「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」（平成 8 年 12 月 3 日閣議決定）に基づく沖縄関連の措置に係る経費、「平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」（平成 10 年法律第 35 号）等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費等の平成 31 年度における取扱いについては、予算編成過程において検討する。

また、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平成 18 年 5 月 30 日閣議決定）及び「平成 22 年 5 月 28 日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する

当面の政府の取組について」（平成 22 年 5 月 28 日閣議決定）に基づく再編関連措置に関する防衛関係費に係る経費の平成 31 年度における取扱いについては、防衛関係費の更なる合理化・効率化を行ってもなお、地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

- (5) 消費税率引上げとあわせ行いう増（これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び社会保障 4 経費に係る公経済負担をいう。）その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとし、その対前年度からの増加の取扱いについては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）第 28 条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。また、消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費以外に係る公経済負担の取扱いについては、予算編成過程で検討する。

- (6) 「基本方針 2018」で示された「2019 年 10 月 1 日における消費税率引上げに伴う需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、臨時・特別の措置を 2019・2020 年度当初予算において、講ずることとする。」との方針を踏まえた平成 31 年度当初予算における対応については、平成 31 年 10 月 1 日に予定されている消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や経済状況等を踏まえ、予算編成過程において検討する。

3. 要求期限等

上記による要求・要望に当たっては、8 月末日の期限を厳守する。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求・要望を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って算出される額の範囲内とする。

「経済・財政一体改革推進委員会」の設置について

平成 27 年 6 月 30 日
経済財政諮問会議
平成 27 年 12 月 24 日一部改正
平成 29 年 1 月 25 日一部改正
平成 30 年 7 月 9 日一部改正

1. 趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」を着実に実行するため、経済財政諮問会議の下に、専門調査会として「経済・財政一体改革推進委員会」(以下「推進委員会」という)を設置する。

推進委員会においては、関係府省庁及び財政当局とも連携し、以下の取組を進め、経済財政諮問会議に報告する。

- (1) K P I を盛り込んだ新たな改革工程表を 2018 年末までに策定するとともに、毎年策定する骨太の方針に基づき改革工程表を改定する。
- (2) 「新経済・財政再生計画」に沿って、政策効果に基づくメリハリのある予算が実現されるよう地域差等の見える化・分析を重点的に進め、各府省の E B P M (Evidence-based Policymaking、証拠に基づく政策立案)の質の向上を図る。
- (3) 改革の進捗状況の評価・点検を毎年度行い、結果をその後の改革の進捗管理に反映する。2021 年度には経済・財政一体改革の中間評価を行う。

2. 推進委員会の構成

- (1) 推進委員会は、経済財政諮問会議有識者議員及び有識者により構成する。
- (2) 推進委員会の下に、テーマ別にワーキング・グループを置くことができる。
- (3) 各ワーキング・グループではテーマ毎の議論を深める。推進委員会では、新経済・財政再生計画全体を俯瞰・横断する視点から議論を整理・調整する。

中長期の経済財政に関する試算

(平成 30 年7月9日 経済財政諮問会議提出)

本試算は、経済財政諮問会議の審議のための参考として、内閣府が作成し、提出するものである。

内 閣 府

本試算は、経済・財政・社会保障を一体的にモデル化した内閣府の計量モデル(経済財政モデル)を基礎としている。したがって、成長率、物価及び金利などはモデルから試算されるものであり、あらかじめ設定したものではない。

試算の内容は、種々の不確実性を伴うため相当な幅を持って理解される必要がある。

1. はじめに

政府は、本年6月に「新経済・財政再生計画¹」を策定し、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大することとした。この中で、財政健全化目標として、①2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（以下「PB」という。）黒字化を目指すとともに、②同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持することを決定した。

本試算は、経済再生と財政健全化の進捗状況を評価するとともに、今後の取組に関する検討に必要な基礎データを提供することで、経済財政諮問会議における審議に資することを目的としており、以下の経済シナリオ及び財政の想定の下、中長期の経済財政の展望を行っている。

2. 経済に関するシナリオと想定²

2019年度までの経済動向については、内閣府年央試算³等に基づいている。2020年度以降については、過去の実績や足元の経済トレンドを基に、今後想定されるGDPや物価動向等の中長期的なマクロ経済の姿を、2つのケースで比較考量できるように示している。

(1) 成長実現ケース

アベノミクスで掲げたデフレ脱却・経済再生という目標に向けて、政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現する姿を試算したものである。

具体的には、成長実現ケースでは以下の前提を置いている。

- ・全要素生産性(TFP)上昇率が、日本経済がデフレ状況に入る前に実際に経験した上昇幅とペース⁴で足元の水準(0.6%程度)から1.5%程度まで上昇する。
- ・労働参加率が、女性、高齢者については、足元の労働参加率の上昇トレンドが継続する形で上昇。それ以外については、「平成 27 年度雇用政策研究会報告書」の労働力需給推計を踏まえて上昇する。

(2) ベースラインケース

経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移する姿を試算したものである。

具体的には、ベースラインケースでは、以下の前提を置いている。

- ・全要素生産性(TFP)上昇率が将来にわたって1.0%程度で推移する。

¹ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(2018 年 6 月 15 日) 第 3 章

² 詳細は付録を参照。

³ 「平成 30 (2018) 年度 内閣府年央試算」(2018 年 7 月 6 日経済財政諮問会議提出)

⁴ 具体的には、全要素生産性(TFP) 上昇率は、1982 年度から 1987 年度までの 5 年間で 0.9%程度の上昇。

・労働参加率が「平成 27 年度雇用政策研究会報告書」の労働力需給推計を踏まえ、2027 年度にかけて徐々に上昇する。

3. 財政面における主な想定⁵

財政面では、次の想定を基に、2. で示した2つの経済シナリオとそれぞれ整合的な姿を示している。

- ・2019 年度の歳出については、物価・賃金の動向や一定の歳出改革等を勘案し、結果として高齢化等を除く歳出の増加率が物価・賃金上昇率の半分程度と仮定して機械的に計算している。その上で、内閣府年央試算に基づき、公的固定資本形成については、2019 年度は、名目値で 2018 年度と同額であるとの仮定を置いている。
- ・2020 年度以降の歳出については、社会保障歳出は高齢化要因や物価・賃金上昇率等を反映して増加し、それ以外の一般歳出は物価上昇率並みに増加する。
- ・2019 年度以降の歳入については、税収等は2つの経済シナリオに基づいたマクロ経済の姿と整合的な形で増加する。
- ・消費税率(国・地方)が 2019 年 10 月 1 日に 10%へ引き上げられ、その増収分は教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等⁶と財政再建⁷とに、それぞれ概ね半分ずつ充当される。あわせて消費税の軽減税率制度⁸が実施される。

4. 経済再生と財政健全化の進捗状況と今後の展望

【進捗状況】

日本経済は緩やかな景気回復が続き、2017 年度の経済成長率は実質 1.6%、名目 1.7%となった。2018 年度は、経済の好循環が進展する中で、実質 1.5%程度、名目 1.7%程度の経済成長率となると見込まれる。

財政面では、PB⁹赤字対GDP比については、好調な企業業績等を背景に 2017 年度の税収実績が予算上の見込みに比べて増加したこと等から、2017 年度はこれまでの見込みの 3.4%から 2.9%に改善した。また、2018 年度では、2.8%となる見込みである。

⁵ 詳細は付録を参照。

⁶ 「等」は従来より消費税率 10%引上げ時に実施することとされていた年金生活者支援金などの社会保障の充実策（1.1 兆円程度）

⁷ 後代への負担のつけ回しの軽減及び社会保障 4 経費に係る消費税率引上げに伴う支出増

⁸ 消費税の軽減税率制度の実施に伴う税収に対応して確保する安定的な恒久財源については、本試算では、総合合算制度の見送りにより確保する財源を織り込んでいる。なお、残りの所要額については、2018 年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、確保することとしている。

⁹ 復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

公債等残高対GDP比については、上昇ペースが緩やかになっており、2017 年度は 188.2%、2018 年度は 189.2%となる見込みである。

【今後の展望】

成長実現ケースについては、経済成長率が緩やかに上昇していき、2020 年代前半に実質2%、名目3%以上の経済成長を実現する。結果として、2020 年度頃に名目GDPは概ね 600 兆円に達する。また、消費者物価上昇率は、2%近傍で安定的に推移する。

財政面では、PB赤字対GDP比は、2025 年度に 0.3%となり、PB 黒字化の時期は 2027 年度となる。公債等残高対GDP比は、今後、低下が見込まれる。なお、長期金利の上昇に伴い、低金利で発行した既発債のより高い金利による借換えが進むことに留意が必要である。

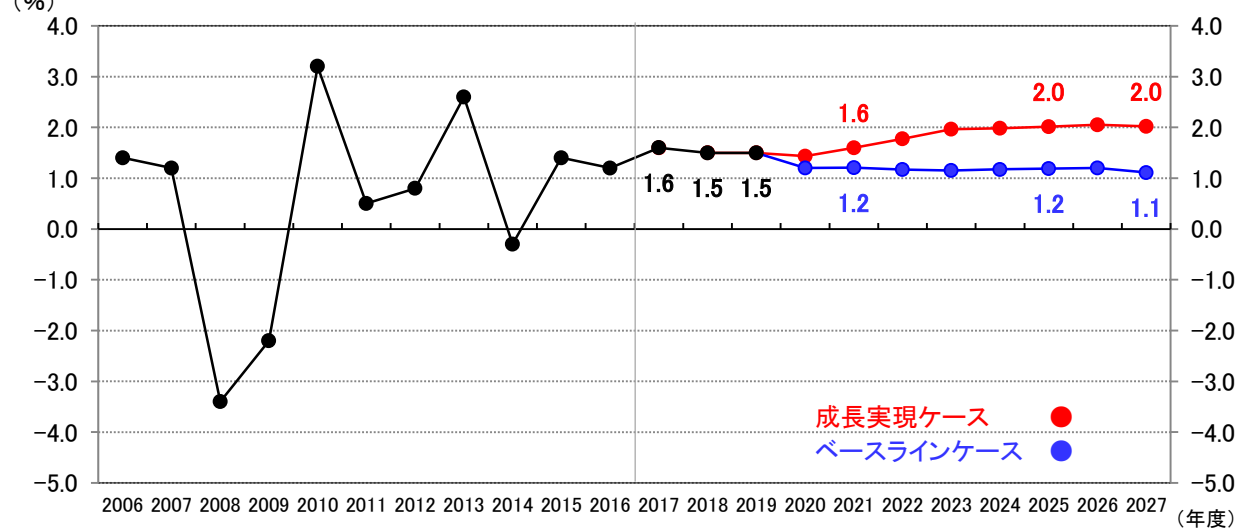
一方、ベースラインケースについては、経済成長率は中長期的に実質1%強、名目1%台後半程度となる。また、消費者物価上昇率は、1%近傍で推移する。

財政面では、PB赤字対GDP比は、2025 年度に 1.3%となり、試算期間内にPB黒字化の達成は困難と見込まれる。公債等残高対GDP比は 2020 年代半ば以降、下げ止まる。

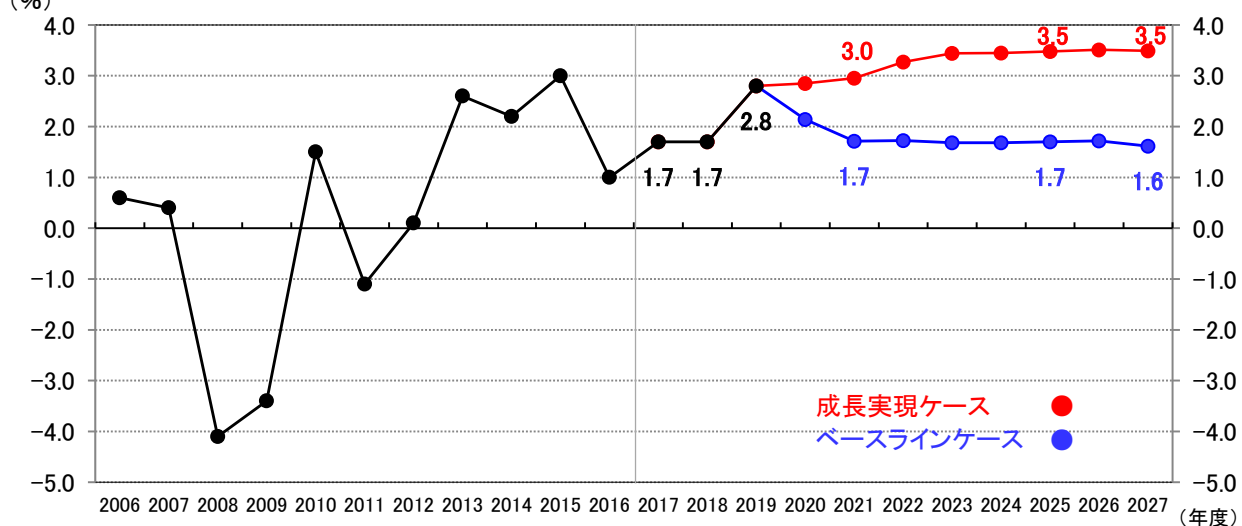
主な試算結果

○GDP成長率

〔実質GDP成長率〕

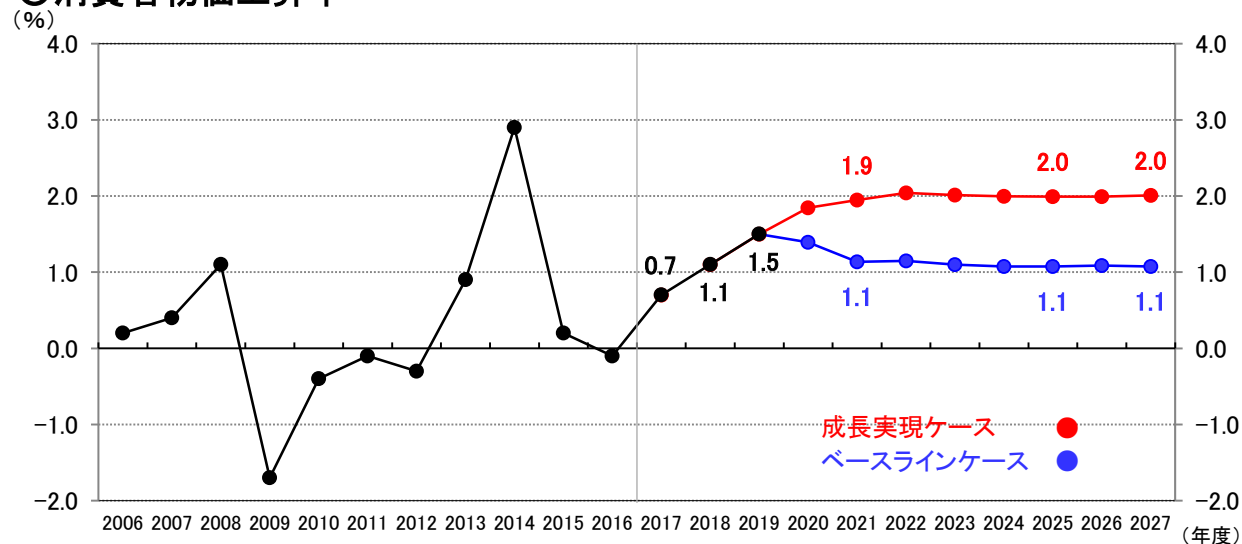


〔名目GDP成長率〕



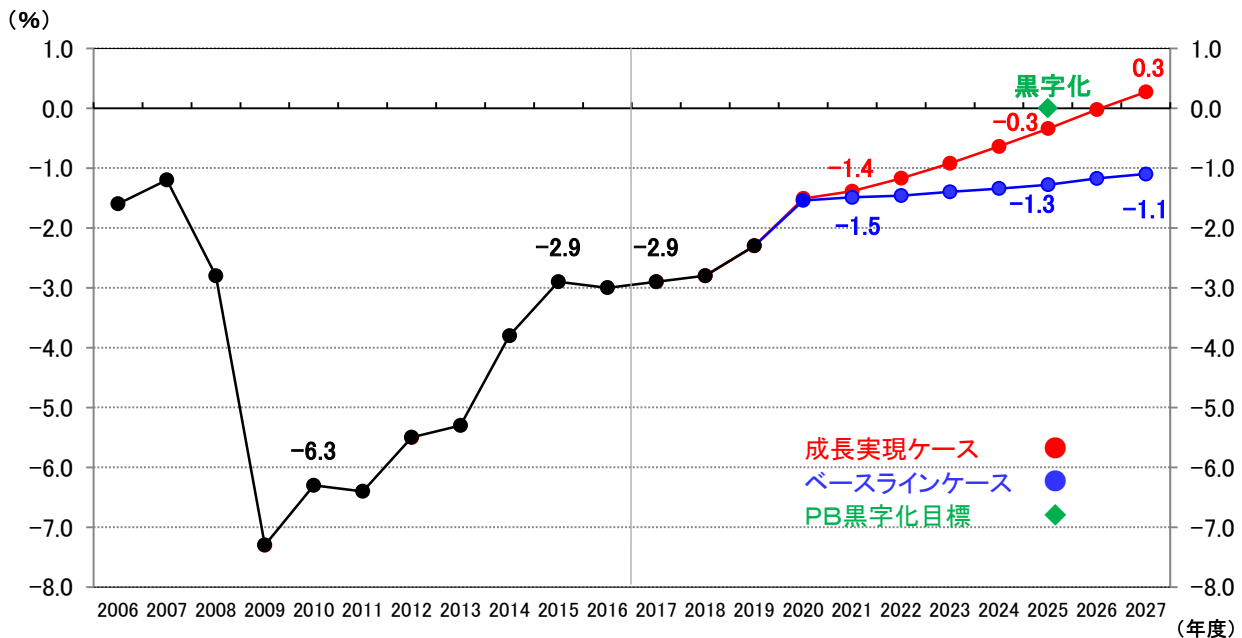
・成長実現ケースについては、経済成長率が緩やかに上昇していき、2020年代前半に実質2%、名目3%以上の経済成長を実現する。結果として、2020年度頃に名目GDPは概ね600兆円に達する。

○消費者物価上昇率



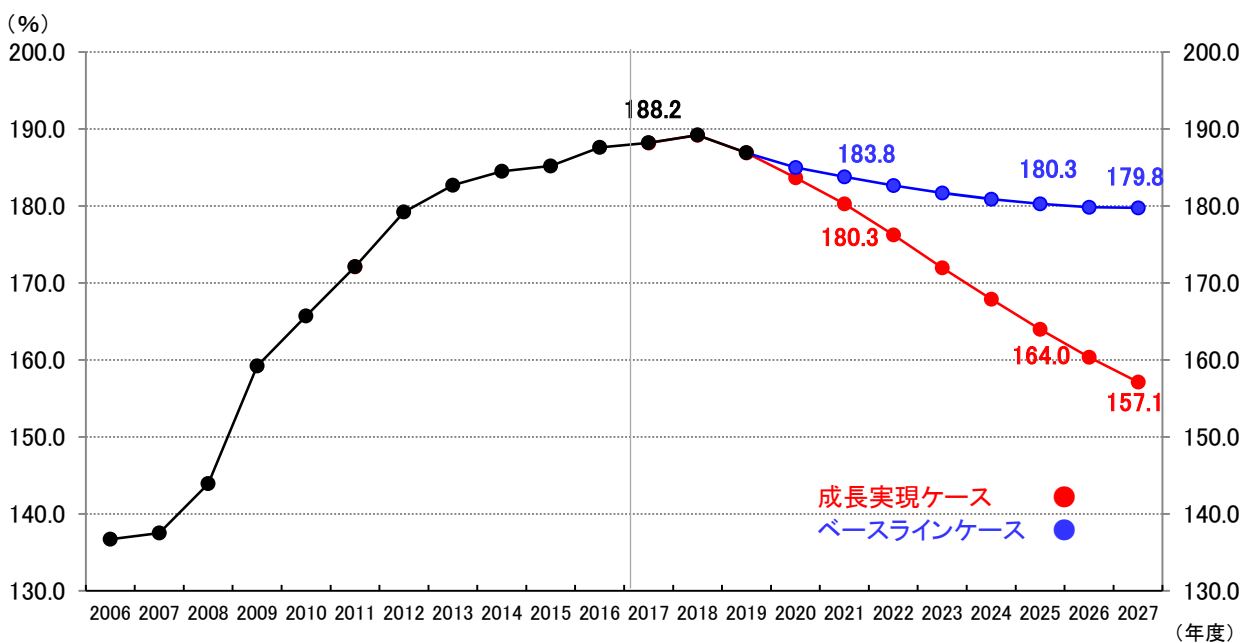
・消費者物価上昇率は、成長実現ケースでは、2%近傍で安定的に推移する。

○国・地方のPB*(対GDP比)



・PB赤字対GDP比は、成長実現ケースでは、2025年度に0.3%となり、PB黒字化の時期は2027年度となる。

○国・地方の公債等残高*(対GDP比)



・公債等残高対GDP比は、成長実現ケースでは、今後、低下が見込まれる。なお、長期金利の上昇に伴い、低金利で発行した既発債のより高い金利による借換えが進むことに留意が必要である。

・ベースラインケースでは2020年代半ば以降、下げ止まる。

* 復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

計数表

成長実現ケース

【マクロ経済の姿】

(%程度)、[対GDP比、%程度]、兆円程度

年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
実質GDP成長率	(1.2)	(1.6)	(1.5)	(1.5)	(1.4)	(1.6)	(1.8)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.1)	(2.0)
実質GNI成長率	(1.1)	(1.3)	(1.0)	(1.7)	(1.5)	(1.6)	(1.8)	(1.8)	(1.8)	(1.9)	(1.8)	(1.8)
名目GDP成長率	(1.0)	(1.7)	(1.7)	(2.8)	(2.8)	(3.0)	(3.3)	(3.4)	(3.5)	(3.5)	(3.5)	(3.5)
名目GDP	539.4	548.7	558.0	573.5	589.8	607.2	627.1	648.7	671.0	694.4	718.8	743.9
1人当たり名目GNI成長率	(0.8)	(2.2)	(2.0)	(3.2)	(3.3)	(3.4)	(3.6)	(3.7)	(3.7)	(3.8)	(3.8)	(3.8)
1人当たり名目GNI (※万円)	439	449	458	473	488	505	523	543	563	584	606	629
潜在成長率	(1.0)	(1.0)	(1.2)	(1.5)	(1.7)	(1.9)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.1)	(2.0)
物価上昇率												
消費者物価	(▲0.1)	(0.7)	(1.1)	(1.5)	(1.8)	(1.9)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)
国内企業物価	(▲2.4)	(2.7)	(2.9)	(2.2)	(1.8)	(1.0)	(0.9)	(0.8)	(0.7)	(0.7)	(0.8)	(0.8)
GDPデフレーター	(▲0.2)	(0.1)	(0.2)	(1.3)	(1.4)	(1.3)	(1.5)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	(1.4)
完全失業率	(3.0)	(2.7)	(2.5)	(2.4)	(2.5)	(2.6)	(2.6)	(2.7)	(2.7)	(2.7)	(2.8)	(2.8)
名目長期金利	(▲0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.3)	(0.8)	(1.4)	(2.0)	(2.6)	(3.2)	(3.5)
部門別収支												
一般政府	[▲3.4]	[▲4.0]	[▲4.1]	[▲3.0]	[▲1.7]	[▲1.3]	[▲0.8]	[▲0.5]	[▲0.3]	[▲0.1]	[0.2]	[0.3]
民間	[7.1]	[7.9]	[7.6]	[6.9]	[5.9]	[5.8]	[5.4]	[5.0]	[4.7]	[4.4]	[4.0]	[3.5]
海外	[▲3.7]	[▲3.9]	[▲3.5]	[▲3.9]	[▲4.2]	[▲4.5]	[▲4.6]	[▲4.5]	[▲4.4]	[▲4.3]	[▲4.1]	[▲3.8]

【国・地方の財政の姿】(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)

[対GDP比、%程度]、兆円程度

年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
基礎的財政収支	▲ 16.0	▲ 15.7	▲ 15.7	▲ 13.3	▲ 8.9	▲ 8.4	▲ 7.3	▲ 6.0	▲ 4.3	▲ 2.4	▲ 0.2	2.0
(対名目GDP比)	[▲3.0]	[▲2.9]	[▲2.8]	[▲2.3]	[▲1.5]	[▲1.4]	[▲1.2]	[▲0.9]	[▲0.6]	[▲0.3]	[▲0.0]	[0.3]
国	▲ 18.7	▲ 17.9	▲ 16.6	▲ 14.5	▲ 12.7	▲ 12.6	▲ 12.2	▲ 11.7	▲ 11.1	▲ 9.9	▲ 9.0	▲ 8.4
(対名目GDP比)	[▲3.5]	[▲3.3]	[▲3.0]	[▲2.5]	[▲2.2]	[▲2.1]	[▲1.9]	[▲1.8]	[▲1.6]	[▲1.4]	[▲1.2]	[▲1.1]
地方	2.7	2.2	0.8	1.2	3.8	4.2	4.9	5.8	6.8	7.5	8.8	10.4
(対名目GDP比)	[0.5]	[0.4]	[0.1]	[0.2]	[0.6]	[0.7]	[0.8]	[0.9]	[1.0]	[1.1]	[1.2]	[1.4]
財政収支	▲ 24.0	▲ 23.3	▲ 23.9	▲ 19.7	▲ 14.5	▲ 13.3	▲ 12.1	▲ 11.3	▲ 10.9	▲ 10.9	▲ 11.1	▲ 11.6
(対名目GDP比)	[▲4.5]	[▲4.2]	[▲4.3]	[▲3.4]	[▲2.5]	[▲2.2]	[▲1.9]	[▲1.7]	[▲1.6]	[▲1.6]	[▲1.5]	[▲1.6]
国	▲ 24.9	▲ 23.8	▲ 23.2	▲ 19.2	▲ 16.8	▲ 16.2	▲ 15.8	▲ 16.0	▲ 16.6	▲ 17.4	▲ 18.9	▲ 21.0
(対名目GDP比)	[▲4.6]	[▲4.3]	[▲4.2]	[▲3.4]	[▲2.8]	[▲2.7]	[▲2.5]	[▲2.5]	[▲2.5]	[▲2.5]	[▲2.6]	[▲2.8]
地方	0.9	0.5	▲ 0.7	▲ 0.5	2.3	2.8	3.7	4.7	5.7	6.5	7.8	9.4
(対名目GDP比)	[0.2]	[0.1]	[▲0.1]	[▲0.1]	[0.4]	[0.5]	[0.6]	[0.7]	[0.9]	[0.9]	[1.1]	[1.3]
公債等残高	1011.7	1032.8	1055.8	1071.8	1083.3	1094.6	1105.3	1115.6	1126.7	1138.8	1152.7	1168.9
(対名目GDP比)	[187.6]	[188.2]	[189.2]	[186.9]	[183.7]	[180.3]	[176.3]	[172.0]	[167.9]	[164.0]	[160.4]	[157.1]

【国の一般会計の姿】

兆円程度

年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
歳出	97.5	98.1	97.7	99.0	101.2	103.0	105.5	108.6	112.4	116.7	121.7	127.3
基礎的財政収支対象経費	75.5	75.6	74.4	76.9	79.1	80.9	82.9	84.9	86.9	88.7	90.8	93.1
社会保障関係費	32.2	32.5	33.0	34.2	36.6	37.4	38.3	39.2	40.2	41.2	42.0	43.0
地方交付税等	15.3	15.6	15.5	15.8	16.5	16.9	17.5	18.1	18.6	18.9	19.5	20.3
その他	27.9	27.5	25.9	26.8	26.1	26.5	27.0	27.6	28.1	28.6	29.2	29.8
国債費	22.1	22.5	23.3	22.1	22.1	22.2	22.6	23.7	25.5	28.0	31.0	34.2
税収等	59.9	65.7	64.0	67.5	71.1	73.1	75.5	78.1	80.8	83.6	86.5	89.6
税収	55.5	58.8	59.1	62.3	66.0	67.9	70.2	72.6	75.2	77.9	80.7	83.6
その他収入	4.5	6.9	4.9	5.2	5.1	5.2	5.3	5.4	5.6	5.7	5.8	6.0
歳出と税収等との差額	38.0	33.6	33.7	31.5	30.1	29.9	30.0	30.6	31.7	33.1	35.2	37.7
一般会計における基礎的財政収支	▲ 15.5	▲ 9.9	▲ 10.4	▲ 9.4	▲ 8.0	▲ 7.7	▲ 7.4	▲ 6.8	▲ 6.2	▲ 5.1	▲ 4.2	▲ 3.5

【地方の普通会計の姿】

兆円程度

年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
歳出	94.8	94.5	94.1	97.1	98.4	100.2	102.2	104.2	106.4	108.8	111.8	115.3
公債費	12.5	12.6	12.2	11.8	11.4	11.4	11.3	11.3	10.9	10.8	10.7	10.7
税収等	82.4	82.6	82.2	84.5	88.8	90.8	93.5	96.3	99.2	101.9	105.2	108.9
税収	41.7	42.2	42.8	44.0	45.8	46.8	48.3	49.9	51.6	53.4	55.3	57.3
歳出と税収等との差額	12.4	11.9	11.9	12.5	9.7	9.3	8.7	7.9	7.3	6.9	6.6	6.5
普通会計における基礎的財政収支	2.7	2.2	2.3	1.3	3.9	4.3	5.0	5.9	6.8	7.5	8.9	10.5

(注1) 「国の一般会計の姿」のうち、2016年度までは決算、2017年度は決算概要、2018年度は予算による。「地方普通会計の姿」のうち、2016年度は決算による。

(注2) 基礎的財政収支対象経費は、国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの。

(注3) 「国の一般会計の姿」のうち、2016年度・2017年度のその他収入は、税外収入と前年度剰余金(含む繰越財源)の合計から、翌年度への繰越額(2016年度:4.7兆円程度、2017年度:4.3兆円程度)等を控除したものの。

(注4) 「地方の普通会計の姿」のうち、税収等は歳入総額から地方債、積立金取崩し額、繰越金を控除したもの。税収は地方税と地方譲与税の合計額。

ベースラインケース

【マクロ経済の姿】

(%程度)、[対GDP比、%程度]、兆円程度

年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
実質GDP成長率	(1.2)	(1.6)	(1.5)	(1.5)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.1)
実質GNI成長率	(1.1)	(1.3)	(1.0)	(1.7)	(1.3)	(1.2)	(1.1)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.9)
名目GDP成長率	(1.0)	(1.7)	(1.7)	(2.8)	(2.1)	(1.7)	(1.7)	(1.7)	(1.7)	(1.7)	(1.7)	(1.6)
名目GDP	539.4	548.7	558.0	573.5	585.7	595.8	606.1	616.2	626.6	637.3	648.2	658.7
1人当たり名目GNI成長率	(0.8)	(2.2)	(2.0)	(3.2)	(2.6)	(2.2)	(2.1)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.1)	(2.0)
1人当たり名目GNI (※万円)	439	449	458	473	485	496	506	516	527	537	548	559
潜在成長率	(1.0)	(1.0)	(1.2)	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.3)	(1.3)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.1)
物価上昇率												
消費物価	(▲0.1)	(0.7)	(1.1)	(1.5)	(1.4)	(1.1)	(1.1)	(1.1)	(1.1)	(1.1)	(1.1)	(1.1)
国内企業物価	(▲2.4)	(2.7)	(2.9)	(2.2)	(1.5)	(0.6)	(0.6)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.6)	(0.6)
GDPデフレーター	(▲0.2)	(0.1)	(0.2)	(1.3)	(0.9)	(0.5)	(0.6)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)
完全失業率	(3.0)	(2.7)	(2.5)	(2.4)	(2.5)	(2.6)	(2.6)	(2.7)	(2.7)	(2.7)	(2.8)	(2.8)
名目長期金利	(▲0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.7)	(1.3)	(1.8)	(2.0)	(2.1)	(2.1)
部門別収支												
一般政府	[▲3.4]	[▲4.0]	[▲4.1]	[▲3.0]	[▲1.7]	[▲1.5]	[▲1.2]	[▲1.1]	[▲1.1]	[▲1.2]	[▲1.2]	[▲1.2]
民間	[7.1]	[7.9]	[7.6]	[6.9]	[5.9]	[5.7]	[5.5]	[5.2]	[5.1]	[5.0]	[4.8]	[4.5]
海外	[▲3.7]	[▲3.9]	[▲3.5]	[▲3.9]	[▲4.1]	[▲4.2]	[▲4.3]	[▲4.1]	[▲4.0]	[▲3.8]	[▲3.6]	[▲3.3]

【国・地方の財政の姿】(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)

[対GDP比、%程度]、兆円程度

年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
基礎的財政収支	▲ 16.0	▲ 15.7	▲ 15.7	▲ 13.3	▲ 9.0	▲ 8.9	▲ 8.8	▲ 8.6	▲ 8.4	▲ 8.1	▲ 7.6	▲ 7.2
(対名目GDP比)	[▲3.0]	[▲2.9]	[▲2.8]	[▲2.3]	[▲1.5]	[▲1.5]	[▲1.5]	[▲1.4]	[▲1.3]	[▲1.3]	[▲1.2]	[▲1.1]
国	▲ 18.7	▲ 17.9	▲ 16.6	▲ 14.5	▲ 12.7	▲ 12.7	▲ 12.9	▲ 12.8	▲ 12.6	▲ 12.1	▲ 11.8	▲ 11.8
(対名目GDP比)	[▲3.5]	[▲3.3]	[▲3.0]	[▲2.5]	[▲2.2]	[▲2.1]	[▲2.1]	[▲2.1]	[▲2.0]	[▲1.9]	[▲1.8]	[▲1.8]
地方	2.7	2.2	0.8	1.2	3.7	3.8	4.0	4.2	4.2	3.9	4.2	4.6
(対名目GDP比)	[0.5]	[0.4]	[0.1]	[0.2]	[0.6]	[0.6]	[0.7]	[0.7]	[0.7]	[0.6]	[0.6]	[0.7]
財政収支	▲ 24.0	▲ 23.3	▲ 23.9	▲ 19.7	▲ 14.6	▲ 13.8	▲ 13.5	▲ 13.8	▲ 14.7	▲ 15.9	▲ 17.1	▲ 18.4
(対名目GDP比)	[▲4.5]	[▲4.2]	[▲4.3]	[▲3.4]	[▲2.5]	[▲2.3]	[▲2.2]	[▲2.2]	[▲2.3]	[▲2.5]	[▲2.6]	[▲2.8]
国	▲ 24.9	▲ 23.8	▲ 23.2	▲ 19.2	▲ 16.8	▲ 16.3	▲ 16.4	▲ 16.8	▲ 17.8	▲ 18.7	▲ 20.1	▲ 21.7
(対名目GDP比)	[▲4.6]	[▲4.3]	[▲4.2]	[▲3.4]	[▲2.9]	[▲2.7]	[▲2.7]	[▲2.8]	[▲2.8]	[▲2.9]	[▲3.1]	[▲3.3]
地方	0.9	0.5	▲ 0.7	▲ 0.5	2.2	2.5	2.8	3.1	3.1	2.8	3.0	3.2
(対名目GDP比)	[0.2]	[0.1]	[▲0.1]	[▲0.1]	[0.4]	[0.4]	[0.5]	[0.5]	[0.5]	[0.4]	[0.5]	[0.5]
公債等残高	1011.7	1032.8	1055.8	1071.8	1083.5	1095.0	1107.0	1119.7	1133.5	1148.9	1165.7	1184.0
(対名目GDP比)	[187.6]	[188.2]	[189.2]	[186.9]	[185.0]	[183.8]	[182.7]	[181.7]	[180.9]	[180.3]	[179.8]	[179.8]

【国の一般会計の姿】

兆円程度

年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
歳出	97.5	98.1	97.7	99.0	100.9	102.1	103.8	105.9	108.6	111.5	114.7	118.0
基礎的財政収支対象経費	75.5	75.6	74.4	76.9	78.7	79.9	81.2	82.4	83.5	84.4	85.5	86.8
社会保障関係費	32.2	32.5	33.0	34.2	36.5	37.1	37.8	38.5	39.2	39.8	40.4	41.0
地方交付税等	15.3	15.6	15.5	15.8	16.3	16.6	16.9	17.2	17.4	17.2	17.5	17.9
その他	27.9	27.5	25.9	26.8	25.9	26.2	26.5	26.8	27.0	27.3	27.6	27.9
国債費	22.1	22.5	23.3	22.1	22.1	22.2	22.6	23.5	25.1	27.1	29.2	31.2
税収等	59.9	65.7	64.0	67.5	70.6	71.8	73.0	74.2	75.5	76.8	78.1	79.4
税収	55.5	58.8	59.1	62.3	65.5	66.6	67.8	69.0	70.2	71.4	72.7	73.9
その他収入	4.5	6.9	4.9	5.2	5.1	5.1	5.2	5.2	5.3	5.4	5.4	5.5
歳出と税収等との差額	38.0	33.6	33.7	31.5	30.3	30.3	30.8	31.7	33.1	34.7	36.6	38.7
一般会計における基礎的財政収支	▲ 15.5	▲ 9.9	▲ 10.4	▲ 9.4	▲ 8.2	▲ 8.2	▲ 8.2	▲ 8.2	▲ 8.1	▲ 7.6	▲ 7.4	▲ 7.4

【地方の普通会計の姿】

兆円程度

年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
歳出	94.8	94.5	94.1	97.1	98.0	99.1	100.4	101.5	102.4	103.6	104.7	106.0
公債費	12.5	12.6	12.2	11.8	11.4	11.4	11.3	11.3	10.9	10.8	10.8	10.9
税収等	82.4	82.6	82.2	84.5	88.3	89.5	91.0	92.3	93.5	94.4	95.8	97.3
税収	41.7	42.2	42.8	44.0	45.6	46.2	47.0	47.8	48.7	49.5	50.3	51.2
歳出と税収等との差額	12.4	11.9	11.9	12.5	9.8	9.6	9.4	9.3	8.9	9.2	8.9	8.7
普通会計における基礎的財政収支	2.7	2.2	2.3	1.3	3.8	3.9	4.1	4.3	4.3	4.0	4.3	4.7

(注1) 「国の一般会計の姿」のうち、2016年度までは決算、2017年度は決算概要、2018年度は予算による。「地方普通会計の姿」のうち、2016年度は決算による。

(注2) 基礎的財政収支対象経費は、国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの。

(注3) 「国の一般会計の姿」のうち、2016年度・2017年度のその他収入は、税外収入と前年度剰余金(含む繰越財源)の合計から、翌年度への繰越額(2016年度:4.7兆円程度、2017年度:4.3兆円程度)等を控除したものの。

(注4) 「地方の普通会計の姿」のうち、税収等は歳入総額から地方債、積立金取崩し額、繰越金を控除したもの。税収は地方税と地方譲与税の合計額。

【国・地方の財政の姿】

(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を含んだベース)

成長実現ケース

[対GDP比、%程度]、兆円程度

年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
基礎的財政収支	▲ 16.7	▲ 16.5	▲ 16.6	▲ 14.1	▲ 9.7	▲ 8.6	▲ 6.7	▲ 5.2	▲ 3.6	▲ 1.7	0.5	2.7
(対名目GDP比)	[▲3.1]	[▲3.0]	[▲3.0]	[▲2.5]	[▲1.7]	[▲1.4]	[▲1.1]	[▲0.8]	[▲0.5]	[▲0.2]	[0.1]	[0.4]
国	▲ 18.9	▲ 18.6	▲ 17.4	▲ 15.2	▲ 13.5	▲ 12.7	▲ 11.6	▲ 11.0	▲ 10.4	▲ 9.2	▲ 8.3	▲ 7.7
(対名目GDP比)	[▲3.5]	[▲3.4]	[▲3.1]	[▲2.7]	[▲2.3]	[▲2.1]	[▲1.9]	[▲1.7]	[▲1.5]	[▲1.3]	[▲1.2]	[▲1.0]
地方	2.2	2.1	0.8	1.1	3.7	4.1	4.9	5.8	6.8	7.5	8.8	10.4
(対名目GDP比)	[0.4]	[0.4]	[0.1]	[0.2]	[0.6]	[0.7]	[0.8]	[0.9]	[1.0]	[1.1]	[1.2]	[1.4]
財政収支	▲ 24.8	▲ 24.1	▲ 24.8	▲ 20.5	▲ 15.3	▲ 13.6	▲ 11.5	▲ 10.6	▲ 10.2	▲ 10.3	▲ 10.5	▲ 11.0
(対名目GDP比)	[▲4.6]	[▲4.4]	[▲4.4]	[▲3.6]	[▲2.6]	[▲2.2]	[▲1.8]	[▲1.6]	[▲1.5]	[▲1.5]	[▲1.5]	[▲1.5]
国	▲ 25.2	▲ 24.5	▲ 24.0	▲ 19.9	▲ 17.6	▲ 16.3	▲ 15.2	▲ 15.3	▲ 16.0	▲ 16.7	▲ 18.3	▲ 20.4
(対名目GDP比)	[▲4.7]	[▲4.5]	[▲4.3]	[▲3.5]	[▲3.0]	[▲2.7]	[▲2.4]	[▲2.4]	[▲2.4]	[▲2.4]	[▲2.5]	[▲2.7]
地方	0.4	0.4	▲ 0.7	▲ 0.5	2.3	2.7	3.7	4.7	5.7	6.5	7.8	9.4
(対名目GDP比)	[0.1]	[0.1]	[▲0.1]	[▲0.1]	[0.4]	[0.5]	[0.6]	[0.7]	[0.9]	[0.9]	[1.1]	[1.3]
公債等残高	1019.6	1039.4	1062.6	1079.1	1091.2	1102.1	1112.4	1122.5	1133.2	1145.0	1158.6	1174.6
(対名目GDP比)	[189.0]	[189.4]	[190.4]	[188.2]	[185.0]	[181.5]	[177.4]	[173.0]	[168.9]	[164.9]	[161.2]	[157.9]

ベースラインケース

[対GDP比、%程度]、兆円程度

年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
基礎的財政収支	▲ 16.7	▲ 16.5	▲ 16.6	▲ 14.1	▲ 9.9	▲ 9.1	▲ 8.2	▲ 7.9	▲ 7.7	▲ 7.5	▲ 6.9	▲ 6.5
(対名目GDP比)	[▲3.1]	[▲3.0]	[▲3.0]	[▲2.5]	[▲1.7]	[▲1.5]	[▲1.4]	[▲1.3]	[▲1.2]	[▲1.2]	[▲1.1]	[▲1.0]
国	▲ 18.9	▲ 18.6	▲ 17.4	▲ 15.2	▲ 13.5	▲ 12.9	▲ 12.3	▲ 12.1	▲ 11.9	▲ 11.4	▲ 11.1	▲ 11.1
(対名目GDP比)	[▲3.5]	[▲3.4]	[▲3.1]	[▲2.7]	[▲2.3]	[▲2.2]	[▲2.0]	[▲2.0]	[▲1.9]	[▲1.8]	[▲1.7]	[▲1.7]
地方	2.2	2.1	0.8	1.1	3.6	3.8	4.1	4.3	4.2	3.9	4.2	4.6
(対名目GDP比)	[0.4]	[0.4]	[0.1]	[0.2]	[0.6]	[0.6]	[0.7]	[0.7]	[0.7]	[0.6]	[0.6]	[0.7]
財政収支	▲ 24.8	▲ 24.1	▲ 24.8	▲ 20.5	▲ 15.5	▲ 14.0	▲ 12.9	▲ 13.0	▲ 14.0	▲ 15.3	▲ 16.5	▲ 17.8
(対名目GDP比)	[▲4.6]	[▲4.4]	[▲4.4]	[▲3.6]	[▲2.6]	[▲2.4]	[▲2.1]	[▲2.1]	[▲2.2]	[▲2.4]	[▲2.5]	[▲2.7]
国	▲ 25.2	▲ 24.5	▲ 24.0	▲ 19.9	▲ 17.6	▲ 16.4	▲ 15.8	▲ 16.2	▲ 17.1	▲ 18.1	▲ 19.4	▲ 21.0
(対名目GDP比)	[▲4.7]	[▲4.5]	[▲4.3]	[▲3.5]	[▲3.0]	[▲2.8]	[▲2.6]	[▲2.6]	[▲2.7]	[▲2.8]	[▲3.0]	[▲3.2]
地方	0.4	0.4	▲ 0.7	▲ 0.5	2.2	2.4	2.9	3.1	3.2	2.8	3.0	3.2
(対名目GDP比)	[0.1]	[0.1]	[▲0.1]	[▲0.1]	[0.4]	[0.4]	[0.5]	[0.5]	[0.5]	[0.4]	[0.5]	[0.5]
公債等残高	1019.6	1039.4	1062.6	1079.1	1091.4	1102.5	1114.2	1126.5	1140.0	1155.1	1171.6	1189.6
(対名目GDP比)	[189.0]	[189.4]	[190.4]	[188.2]	[186.3]	[185.1]	[183.8]	[182.8]	[181.9]	[181.3]	[180.7]	[180.6]

(注)

1. 消費者物価指数は、総合(全国)であり、消費税率引上げの影響を含む。
2. 部門別収支は、国民経済計算における純貸出(純借入)である。
3. 財政収支は国民経済計算における中央政府及び地方府の純貸出(純借入)。基礎的財政収支は財政収支から純利払い(利払い(FISIM 調整前)マイナス利子受け取り(FISIM 調整前))を控除したものである。また、国・地方とも一般会計(普通会計)以外に一部の特別会計等を含む。なお、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特会」という。)は国民経済計算上は国に位置付けされるが、その負担分に応じて、償還費及び利払費を国と地方に分割して計上した。
なお、一般会計における基礎的財政収支は、税収及びその他収入から基礎的財政収支対象経費を控除した額とし、地方普通会計における基礎的財政収支は、歳出から公債費及び積立金を控除した額を、税収等から控除した額としている。
4. 一般政府の部門別収支、国・地方の財政収支及び基礎的財政収支については、2008 年度の一般会計による日本高速道路保有・債務返済機構からの債務承継の影響と、2011 年度の日本高速道路保有・債務返済機構からの一般会計への国庫納付は特殊要因として控除している。
5. 公債等残高は、普通国債、年金特例公債、地方債及び交付税特会借入金の合計である。なお、2007 年度に一般会計に承継された交付税特会借入金(国負担分)に関しては、指標の連続性を維持するために引き続き公債等残高に計上。
6. 復旧・復興対策の経費及び財源の金額とは、東日本大震災の復旧・復興対策に係る経費であって、既存歳出の削減等により賄われる一般会計からの繰入額を超えた金額のうち、復興債、更なる税外収入の確保及び復興特別税等により財源が確保された金額及び当該財源の金額をいう。
なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成二十三年法律第 110 号)に基づき、東京電力に求償される除染・中間貯蔵施設事業に係る歳出についても、東京電力による支払いの進捗状況等に鑑み、見合いの財源が確保される経費として復旧・復興対策の経費に含める。

(付録) 主要な前提

経済成長率及び物価上昇率等については、2016 年度までは平成 28 年度国民経済計算年次推計等、2017 年度までは平成 30 年 1－3 月期 GDP 2 次速報等、2018 年度及び 2019 年度は、「平成 30(2018) 年度 内閣府 年央試算」(2018 年 7 月 6 日経済財政諮問会議提出)等による。

(1) マクロ経済に関するもの

成長実現ケース

① 全要素生産性(TFP)上昇率

日本経済がデフレ状況に入る前に実際に経験した上昇幅とペース(1982 年度から 1987 年度までの、5 年間で 0.9%程度の上昇ペース)で、足元の水準(0.6%程度)から 1.5%程度まで上昇。

② 労働力

性別年齢階層別労働参加率が、25-44 歳女性については、2022 年度に「M字カーブ」を解消するトレンドで上昇し、高齢者については、足元の上昇トレンドで上昇。それ以外については、「平成 27 年度雇用政策研究会報告書」(2015 年 12 月 1 日)において示された「経済成長と労働参加が適切に進むケース」の労働力需給推計を踏まえ、2027 年度にかけて徐々に上昇(例えば、25-44 歳女性の労働参加率は、2017 年度の 77%程度から 2027 年度の 89%程度まで徐々に上昇。また、65-69 歳男性の労働参加率は、2017 年度の 57%程度から 2027 年度の 71%程度まで、65-69 歳女性の労働参加率は、2017 年度の 35%程度から 2027 年度の 49%程度まで徐々に上昇。)。

③ 世界経済等

＜世界経済成長率(日本からの輸出ウエイト(主要 10 カ国)を勘案した実質成長率)＞

2020 年度から 2023 年度の間は、IMF の世界経済見通し(2018 年 4 月)に基づく成長率(年率 3.3～3.6%程度)で推移し、それ以降は 3.3%程度で横ばい。

＜物価上昇率(日本からの輸出ウエイト(主要 10 カ国)を勘案した物価上昇率)＞

2020 年度から 2023 年度の間は、IMF の世界経済見通し(2018 年 4 月)に基づく上昇率(年率 1.9～2.0%程度)で推移し、それ以降は 2.0%程度で横ばい。

＜原油価格＞

2020 年度以降、IEA の世界エネルギー見通し(2017 年 11 月)に基づく上昇率(平均 5.1%程度)で推移。

ベースラインケース

上記「成長実現ケース」との違いは以下の通り。

① 全要素生産性(TFP)上昇率

将来にわたって 1.0%程度で推移。

② 労働力

性別年齢階層別労働参加率が、「平成 27 年度雇用政策研究会報告書」(2015 年 12 月 1 日)において示された「経済成長と労働参加が適切に進むケース」の労働力需給推計を踏まえ、2027 年度にかけて徐々に上昇(例えば、25-44 歳女性の労働参加率は、2017 年度の 77%程度から 2027 年度の 86%程度まで徐々に上昇。また、65-69 歳男性の労働参加率は、2017 年度の 57%程度から 2027 年度の 68%程度まで、65-69 歳女性の労働参加率は、2017 年度の 35%程度から 2027 年度の 41%程度まで徐々に上昇。)。

③ 世界経済等

＜世界経済成長率(日本からの輸出ウェイト(主要 10 カ国)を勘案した実質成長率)＞

2020 年度以降は、IMF の世界経済見通し(2018 年4月)に基づく成長率(年率 3.3～3.6%程度)を年率 0.6%pt 程度(注)下回る成長率(年率 2.7%程度)で推移する。

(注)IMF の世界経済見通し(2018 年4月)におけるベースライン予測と 50%信頼区間の下限の成長率の差

(2) 税制

- ・ 国の一般会計税収については、2016 年度は決算、2017 年度は決算概要、2018 年度は予算を反映。
- ・ 「平成 30 年度税制改正の大綱」(2017 年(平成 29 年)12 月 22 日閣議決定)で示された税制改正事項を反映し、改正後の税制が継続するものと想定。
- ・ 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(2011 年(平成 23 年)12 月2日公布)、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(2011 年(平成 23 年)12 月2 日公布)を踏まえ、復興特別税の実施、個人住民税均等割の税率引上げを反映。
- ・ 消費税率(国・地方)については、2019 年 10 月1日に 10%へ引き上げられ、あわせて軽減税率制度が実施されることを想定。消費税の軽減税率制度の実施に伴う減収に対応して、「所得税法等の一部を改正する法律」(2016 年(平成 28 年)3月 31 日公布)に基づき確保する安定的な恒久財源について、本試算では、総合合算制度の見送りにより確保する財源を織り込んでいる。なお、残りの所要額については、2018 年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、確保することとしている。

引上げ分の消費税収(国・地方)の国・地方の配分については、2014 年4月に引き上げた3%分と合わせ、国分 500 分の 346、地方分 500 分の 154 と想定。なお、消費税率引上げに伴う増収分について、税率引上げ時期(2019 年 10 月)と事業者の課税期間の開始時期とが必ずしも一致しないことや長期請負契約等に係る経過措置の影響により引上げ初年度には増収効果が完全に現れないこと、それに加えて、更に地方消費税分は国から都道府県に払い込まれるまでに一定の期間を要することを勘案し、2021 年度まで段階的に生ずるものと想定。

(3) 歳出

- ・ 国の一般会計歳出については、2016 年度は決算、2017 年度は決算概要、2018 年度は予算を反映。
- ・ 2019 年度については、物価・賃金の動向や一定の歳出改革等を勘案し、結果として高齢化等を除く歳出の増加率が物価・賃金上昇率の半分程度と仮定して機械的に計算している。その上で、「平成 30(2018)年度 内閣府年央試算」に基づき、公的固定資本形成については、2019 年度は、名目値で 2018 年度と同額であるとの仮定を置いており、その関連歳出については、過去の歳出の動向に基づき、国・地方の負担割合等を機械的に想定して計上している。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(2018 年6月 15 日閣議決定)において示された歳出改革等の内容の 2019 年度の歳出への反映は、今後、同年度の予算編成過程において具体化される。

- ・ 2020 年度以降の期間については、社会保障歳出は高齢化要因や物価・賃金上昇率等を反映して増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並みに増加する(実質横ばい)と想定。
- ・ 社会保障・税一体改革等を踏まえ、消費税率引上げ後に、社会保障制度改革の実施などにより一定の歳出増が、各年度において社会保障の充実・安定化と財政健全化の両立が図られつつ段階的に生じることを想定。
- ・ 「新しい経済政策パッケージ」の人づくり革命部分に係る歳出の詳細は現時点で決定されていないため、2020 年度に全面的に実施される想定の下で、社会保障関係費に計上している。また、国と地方の歳出の負担割合についても同様に未定であるため、消費税収の配分割合をもとに国:地方が7:3とする機械的

な想定を置いている。なお、社会保障歳出は、将来の人口動態、マクロ経済の動向などを基に、経済財政モデルにおいて内生的に推計されるものであるが、政策的要因その他の外部要因による変動も大きく、相当の幅をもって理解される必要がある。

(4)東日本大震災復旧、復興のための歳出及び財源に関する想定

- ・ 2019 年度以降の歳出については、「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」(2015 年(平成 27 年)6 月 24 日復興推進会議決定)、「平成 28 年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」(2015 年(平成 27 年)6 月 30 日閣議決定)等を基に、これまでの執行状況も踏まえ、歳出パターンを想定。
- ・ 財源は、「平成 23 年度第3次補正予算及び復興財源の基本方針」(2011 年(平成 23 年)10 月7日閣議決定)や「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」(2013 年(平成 25 年)1 月 29 日復興推進会議決定)、「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」(2015 年(平成 27 年)6 月 24 日復興推進会議決定)、「平成 28 年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」(2015 年(平成 27 年)6 月 30 日閣議決定)等を踏まえ、復興特別税や歳出削減、税外収入等により、総額 32 兆円程度が確保されると想定。
- ・ 東京電力に求償される除染・中間貯蔵施設事業に係る歳出および当該歳出に対する東京電力による支払いについては、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)に基づき、総額を 5.6 兆円程度と想定し、これまでの執行・支払状況も踏まえ、歳出・歳入パターンを想定。